

職員の勤務時間に関する規程

平成11年7月1日

訓令第1号

(勤務時間の割振り及び休憩時間)

- 第1条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。以下同じ。）の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、午後零時から60分間は休憩時間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。次条第3項において「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間（1日の勤務時間の時間数が7時間45分未満の場合に限る。）は、当該承認を受けた時間とする。
- 3 所属長（職員服務規程（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合訓令第2号）第2条第1項に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、第1項の規定にかかわらず、広域連合長が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から45分間とすることができる。この場合における当該職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 4 所属長は、前項の規定により休憩時間を45分間とした職員に対し、同項に規定する勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、当該勤務日における勤務時間を午前8時15分から午後5時までとし、午後零時から1時間を休憩時間とすることができる。

(勤務時間の割振り等の特例)

- 第2条 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割り振り、週休日及び休憩時間は、業務の実情に応じ所属長が定める。
- 2 前項の職員以外の職員の週休日の振替を行う場合における当該職員の勤務時間は、4週間を平均して1週間について38時間45分とする。
- 3 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日の振替を行う場合における当該職員の勤務時間は、4週間を平均して1週間について職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第7号）第2条第2項から第4項までの規定のいずれかにより定められた時間と

する。

(休憩時間における勤務命令)

第3条 所属長は、職務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し第1条の規定により定められた休憩時間の時限においても勤務することを命ずることができる。この場合において、所属長は、当該職員の休憩時間を確保するため、当該勤務日の勤務時間内において同条の規定により定められた休憩時間の時限とは異なる時限を定めて、当該職員に休憩時間を与えなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 育児又は介護を行う職員のうち、広域連合長の指定するものの勤務時間については、第1条の規定にかかわらず、広域連合長が別に定める。
- 3 広域連合長の指定する職員の勤務時間については、当分の間、第1条の規定にかかわらず、広域連合長が別に定める。
- 4 在宅勤務（職員の住居等における勤務をいう。）を行う職員のうち、広域連合長の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第1条の規定にかかわらず、広域連合長が別に定める。

附 則（平成21年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月14日訓令第6号）

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月12日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月28日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。